

大槌町地域公共交通会議 協議結果

1 大槌町地域公共交通会議議案第1～3号について

	所 属	役 職	氏 名	回 答
会長	第3条第1項第1号・大槌町長指名 大槌町役場	副町長	澤 舘 和 彦	—
副会長	第3条第1項第4号・町民、利用者の代表 大槌町行政連絡員協議会	会長	小 林 徳 雄	同意する
委員	第3条第1項第2号・一般旅客事業者 岩手県交通株式会社 乗合自動車部	部長	田 村 清 隆	同意する
	第3条第1項第2号・一般旅客事業者 大槌地域振興株式会社	代表取締役社長	澤 山 重 夫	同意する
	第3条第1項第2号・一般旅客事業者 岩手県タクシー協会釜石支部	釜石支部長	岩 崎 松 生	同意する
	第3条第1項第2号・一般旅客事業者 社団法人岩手県バス協会	事務局長	鈴 木 一 成	同意する
	第3条第1項第3号・一般旅客事業労働者 岩手県交通労働組合釜石支部	執行委員	藤 井 知 行	同意する
	第3条第1項第4号・町民、利用者の代表 大槌商工会	事務局長	村 田 仁	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送監査部門)	吉 川 博 幸	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整部門)	宗 像 次 夫	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 岩手県沿岸広域振興局経営企画部企画推進課	特命参事兼課長	大 坊 哲 央	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 岩手県警察釜石警察署交通課	交通課長	藤 原 富 彦	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 岩手県公安委員会	岩手県警察本部交通部 交通規制課 課長	南 部 一 成	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 東北地方整備局 三陸国道事務所	交通対策課長	沼 田 龍 治	同意する
	第3条第1項第5号・国及び県の関係機関 岩手県沿岸広域振興局土木部	道路整備課長	山 本 純 一	同意する
	第3条第1項第6号・町長が特に必要と認める 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 総務部	担当課長	柴 田 博 之	同意する
	第3条第1項第6号・町長が特に必要と認める 三陸鉄道株式会社	旅客営業部 副部長	富 手 淳	同意する
	第3条第1項第6号・町長が特に必要と認める 岩手県立大学 総合政策学部	准教授	宇佐美 誠 史	—
第3条第1項第6号・町長が特に必要と認める 大槌町コミュニティ総合支援室	室長	高 橋 伸 也	同意する	
第3条第1項第6号・町長が特に必要と認める 大槌町技監兼環境整備課	課長	那 須 智	同意する	

2 その他意見

	提出委員	意見の内容	回 答
1	岩崎委員	地域公共交通の考え方がバスだけに片寄っている。タクシーも地域公共交通の一端を担っている。町民の要望と利便性、予算の使い方等広く考えてもらいたい。	地域公共交通について、利用者の声を大切に必要性や重要性を注視しつつ、持続可能な地域公共交通に向けて取り組んでまいります。
2	沼田委員	(参考意見) 議案第2号の一部減について、地元利用者の声や意見等があるとなお良いのではないかと思います。	引き続き乗降調査などの結果や地域の声などを参考に検討します。
3	高橋委員	停留所名について、大槌郵便局と区別できるよう「郵便局前」を「大ケ口郵便局前」に改めてはどうか。	改正案については、地域の実状に合わせて検討します。